

令和 8 年度

病院現地見学会助成要項

山口県医師臨床研修推進センター

1 目的

県外の医学生等を対象とした病院現地見学会の開催について、その費用の一部を助成することにより、山口県内の臨床研修病院（次年度から臨床研修開始予定の病院を含む。以下同じ。）の取組を促し、臨床研修医の確保・定着を図る。

2 事業概要

臨床研修病院が行う病院現地見学会及びその広報等（以下「見学会等」という。）に関する経費について、その費用の一部を助成する。

（1）助成対象病院

山口県内の臨床研修病院

（2）助成対象経費

上限※²1,200千円（事業費ベース／1病院）

内訳）会場使用料※³※⁶、委託費※⁴、参加者旅費※³※⁵※⁶、需用費、役務費

※¹ 申請総額が予算枠を超える場合は、各病院の助成額を調整することとする。

※² 1病院当たりの事業費が上限を超える場合、すべての病院事業費の合計が6,268千円に満たない場合に限り、当該病院に対して、上限を超えて助成することができることとする。

※³ 臨床研修病院が複数で共催する場合も助成対象とするが、その経費内訳については当該臨床研修病院間で調整するものとし、事業計画書及び助成申請書にその旨記載すること。

※⁴ 病院現地見学会の広報を行うため、民間業者等にその広報を委託する場合を含む。

※⁵ 実費弁償を原則とするが、各病院により旅費精算規定がある場合にはそれに従うこととする。

※⁶ 厚生局又は民間企業主催の臨床研修病院合同説明会（レジナビフェア等）参加に要する会場使用料、旅費その他の経費は含まないものとする。

（3）助成率

1／2（千円未満は切り捨てるものとする。）

3 助成申請手続

（1）事業計画書の提出

見学会等を実施する臨床研修病院は、「令和8年度病院現地見学会助成事業 事業計画書」（様式第1号）を、令和8年6月5日、又は見学会等の実施までに、山口県医師臨床研修推進センター事務局に提出すること。

【参考】

山口県医師臨床研修推進センターは、各臨床研修病院から提出のあった事業計画書を取りまとめ、県の承認を受ける。

（2）助成申請書の提出

臨床研修病院は上記2（2）に係る経費について取りまとめ、領収書等の証拠書類

を添付の上、「令和8年度病院現地見学会助成事業 助成申請書」(様式第2号)を令和9年2月28日までに、山口県医師臨床研修推進センター事務局に提出すること。

4 助成決定手続

山口県医師臨床研修推進センターは、臨床研修病院から提出のあった助成申請書について、県の承認を受けた事業計画の範囲内である場合、当該経費について助成を行うものとする。

年度計画の範囲外の助成申請書の提出があった場合、又は1病院当たりの上限を超える助成申請書の提出があった場合には、山口県医師臨床研修推進センターは県と協議の上、助成額を決定するものとする。

5 報告書

山口県医師臨床研修推進センターは、当該年度の助成後、遅滞なく事業報告書を県に提出する。

6 その他

事業計画書及び助成申請書の提出先

〒753-0814

山口県山口市吉敷下東3-1-1 総合保健会館5階

山口県医師会内 山口県医師臨床研修推進センター

TEL 083-922-2510

FAX 083-922-2527